

流山市公共施設の使用料設定 に当たっての基本方針

平成 2 0 年 2 月

流山市

目 次

基本方針作成の趣旨	1
3つの基本方針	1
第1 受益者負担の原則	1
第2 共通的な使用料算定方法の確立	1
(1) 原価について	2
1) 会議室等の利用の場合の原価計算	2
2) 体育施設・ギャラリー等の場合	3
3) 公共施設の駐車場の場合	3
4) 自転車駐車場の場合	3
第3 無料・減免基準の見直し	4
(1) 新しい減免基準	4
(2) 市外料金の設定	5
急激な負担増への配慮	5
その他附則事項について	6

基本方針作成の趣旨

流山市では、市民ニーズに対応した多くの公共施設が整備され、市民生活に欠かせない重要な施設として、管理運営されています。

しかし、使用料については、長年にわたって据え置かれてきたものも多く、社会経済状況の変化等を踏まえた適正な見直しが必要となっています。

また、有料施設と無料施設があり、施設間格差の是正を図ることも必要となっています。

そこで、市では市民が利用する公共施設の使用料設定に当たっての基本的な考え方を整理し、統一的な指標を得るため、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」を策定したものです。

3つの基本方針

「受益者負担の原則」、「共通的な使用料算定方法の確立」、「減免基準の見直し」の3点を基本方針として位置付けます。

第1 受益者負担の原則

施設を利用する人には施設使用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。

そこで、「受益者負担の原則」を基本方針の第1とし、受益者負担を徹底し、原則、全ての公共施設に使用料を設定します。

ただし、法令により使用料を徴収できないなど、使用料などを設定しないことに合理的な理由がある施設については例外とします。また、福社会館等の社会福祉施設は施設の設置目的から対象外とします。

第2 共通的な使用料算定方法の確立

使用料算定の方法を、共通的なものとして、明らかにするこ

とは、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上で重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料の算定方法として、統一的な方法で把握した原価（施設の利用に係る費用）による方式を基本方法とします。

(1) 原価について

原価（施設の利用に係る費用）については、施設の維持管理や運営等に要した1年分の費用を、表1の項目により把握します。

なお、計算に当たっては、施設のロビーや通路等の共用スペースに係る経費、施設で行われる催しなどに要する経費については除外した上で表1の費用を対象とします。

【表1 施設の維持管理や運営等に要する費用の項目】

項目	説明
物件費	光熱水費、委託料（指定管理料含む）、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理など

【特記事項】

- ・複合施設の取扱い：施設全体に係る光熱水費や委託料等もあることから、その場合には、当該施設分のみを算入します。

1) 会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸切りで利用する場合については、表2により対象施設の1㎡・1時間当たりの原価を計算し、類似施設の平均値を求めて共通の1㎡・1時間当たりの原価を算出します。それに貸出面積を掛け、1時間当たりの原価を算出します。算出した額が50円を超える場合は50円ごとに端数を切捨て、50円未満のときは50円とします。

以上により算出した1時間当たりの原価に貸出時間を掛けて使用料の原価を計算します。

表 2

施設の年間維持管理経費 ÷ 施設面積 ÷ 年間使用可能時間 = 1 m²・1 時間当たりの原価

これを基に類似施設の平均値を求め、1 m²・1 時間当たりの共通原価を算出します。

年間使用可能時間 = (365日 - 年間休館日) × 開館時間 / 日

1 m²・1 時間当たりの原価 (共通原価) × 貸出面積 = 1 時間当たりの原価

1 時間当たりの原価 × 貸出時間 = 使用料の原価 (使用料の目安)

2) 体育施設・ギャラリー等の場合

体育施設・ギャラリー等については、個々の施設によって利用区分や時間区分などの利用形態が異なるという特殊性から、会議室等のように一律に利用料金を算出することは困難です。

そこで、**体育施設・ギャラリー等については近傍類似施設の料金を参考にし、急激な負担増を避けるために表 7 及び表 8 に定める改定上限率の考え方を導入して、適正な料金の設定を行うこととします。**

3) 公共施設の駐車場の場合

公共施設の駐車場については、施設利用目的以外の駐車を排除して、施設利用者の利便性を高めること及び受益者負担の考えから、有料化を段階的に進めていくとともに、近傍類似施設の料金を参考にしながら、適正な料金の設定を行うこととします。ただし、大型バス及びマイクロバスの駐車料金については、すでに「流山市都市公園条例第 17 条第 4 項別表 5」に規定されていることから、これを準用します。

4) 自転車駐車場の場合

施設の態様、維持管理費等を勘案して、適正な料金の設定を行うこととします。なお、自転車駐車場については、現行の登録手数料から、新たに施設使用料としての徴収方式となりますことから、今回は改定上限

率の適用対象外とします。

第3 無料・減免基準の見直し

使用料の無料・減免基準は、施設の利用促進などに一定の効果をおよぼしています。しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来の負担の公平性を損なう恐れがあります。そこで、これまでの無料・減免基準の見直しを図り、今後、減免基準を適用する場合には、わかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。

(1) 新しい減免基準

利用者の活動内容等に基づく、無料・減免基準については見直しを図ります。

今後、減免規定を適用する場合には、原則として下記の表3、表4、表5、表6を基準として対応を図ります。

表3 【団体利用】

区 分	減免の内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・市が利用する場合 ・当該施設の管理運営団体が利用する場合 ・市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が教育・保育活動を行うため利用する場合 	免除	<ul style="list-style-type: none"> ・行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。 ・幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
<ul style="list-style-type: none"> ・市が共催する場合 ・市内の高校生以下の児童・生徒、高齢者、障害者が構成員の過半数を占める団体が利用する場合。 	2分の1減額	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全育成を図るため。 ・障害者の社会参加の促進を図るため。(介助者の免除は障害者が個人で利用する場合に適用。)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が必要と認める場合 	減額又は免除	<ul style="list-style-type: none"> ・適用する場合は、理由を明確にする。

表4 【個人利用】

区 分	減免の内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の高校生以下の児童・生徒が利用する場合 	小・中・高校生の料金を設定しない場合 2分の1減額	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校生の料金を設定する場合は、一般の2分の1とする。 ・子どもの健全育成を図るため。 ・高校生の居場所づくり、健全育成を図るため。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の高齢者・障害者が利用する場合 	2分の1減額 介助者免除	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加の促進を図るため。 ・高齢者の体力向上及び健康維持の面から、特に利用の促進を図る施設に適用。

表 5 【 駐 車 場 利 用 】

区 分	減 免 の 内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が主催又は共催する事業の事業者及び講師の来場 ・障害者手帳を交付されている者及びその介護者の来場 ・公的機関の職員等で公務で来場した者 ・教育・保育活動に伴って来場した児童、生徒の引率者 ・市又は教育委員会が招へいした者の来場 ・その他市長及び教育委員会が必要と認める者の来場 	免除	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が主催又は共催する事業に伴う事業者及び講師が利用する場合に限る。 ・障害者の社会参加の促進を図るため。 ・公的機関の職員等が公務で来館し、利用する場合に限る。 ・幼児・児童・生徒を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。 ・市又は教育委員会が招へいした者が利用する場合に限る。

表 6 【 自 転 車 駐 車 場 利 用 】

区 分	減 免 の 内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の扶助を受けている者及び同一世帯に属する者の利用 ・都道府県知事から身体障害者手帳を交付されている者の利用 ・児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判断された者の利用 	免除	

(2) 市外料金の設定

市外の団体・個人の利用に当たっては、原則として市外料金（2倍を目安）を設定します。

急激な負担増への配慮

上記により算出された使用料が現行の使用料を大幅に上回る場合は、急激な負担増を避けるため、使用料が段階的に上昇するよう配慮が必要です。

そこで、以下のような対応を図ることとしました。

団体利用の場合

急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定します。

表 7

現 行 料 金	改 定 上 限 率
2 5 0 円 以 下	1 0 0 %
2 5 0 円 を 超 え 5 0 0 円 以 下	8 0 %
5 0 0 円 を 超 え 1 , 0 0 0 円 以 下	5 0 %

1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

個人利用の場合

個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人当たりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

表 8

現 行 料 金	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

表 7 及び表 8 による改定後の使用料の単位は、50円単位を基本とします。

その他附則事項について

- (1) 今後、市民が利用する公共施設使用料の設定及び改定に当たっては、本基本方針を踏まえて検討することとします。
- (2) 使用料の見直しは、原則として3年毎に行います。
- (3) 本基本方針の見直しについては、社会情勢及び経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて行います。